

日本で生活するために

【転入届】

(1) 転入届とは

留学生は入国後 14 日以内に桜区役所へ住居地を届け出なければなりません。住民登録をすることにより、様々な行政サービスを受けることができます。

(2) 住所を変更したら

もしあなたが住所を変更したら、変更後 14 日以内に桜区役所に届け出なければなりません。

(3) 帰国時

帰国するときも同様の手続きが必要です。1 月(2 ターム)・7 月(4 ターム)に帰国のためのオリエンテーションを実施しますので、必ず参加してください。

日本でアルバイトをしたい場合、勤め先にあなたのマイナンバーを伝える必要があります。この個人番号通知書は重要なものなので、必ずなくさず保管しておいてください。

【マイナンバー制度】

(1) マイナンバーとは

マイナンバーとは、日本国内での行政手続きで利用されるもので、来日後、初めて住民票が作成される際に、12 桁のマイナンバーが付番されます。

- ・ 1 人 1 人みな異なる番号で、原則生涯同じ番号を使うことになります。
- ・ いったん日本を離れ、再来日して住民票を作成する場合にも同じ番号を使用します。
- ・ 番号を自由に変更することはできません。

(2) 個人番号通知書とは

日本で初めて住民票が作成されて 2~3 週間経つと、あなたの住所あてに封書が届きます。封筒の中には個人番号通知書が入っています。



(3) マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。ただ、交換留学生には必ずしも必要なカードではないかもしれません。

先ほど申し上げたように、もしアルバイト先でこのカードの提出を求められたら、発行のための申請を行ってください。もし発行方法が分からない場合は私たちまで連絡してください。



【健康保険の注意点】

(1) 健康保険とは

国民健康保険は医療費の 70%を保障する制度です。

(2) 健康保険証資格確認書がなければ

もし健康保険証資格確認書がなくても、治

日本で生活するために

療費を支払った後、病院やクリニックに保険証を持って行けば払い戻しを受けられます。

○ ○ 都 道 府 県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号			(枝番)
氏名	性別			
生 年 月 日	年 月 日	負担割合	割	
適用開始年月日	年 月 日			
交付 年 月 日	年 月 日			
世帯主氏名				
住 所				
保険者番号				
交付者名				

てください。

基礎年金番号通知書

基礎年金番号
X X X X - X X X X X X

フリガナ ネンキン タロウ
氏名 年金 太郎

生年月日 平成 X年 X月 X日
令和 X年 X月 X日 交付
厚生労働大臣

健康保険証資格確認書の例

(3) 請求書が届いたら

11月頃に健康保険の請求書が届くと思いますが、帰国前に支払うので、その請求書は無視してください。

[illegible]

国民健康保険の支払方法

帰国時に支払い

【国民年金】

(1) 国民年金とは

国民年金とは、老後働かなくなったときに所得を保障する制度です。留学生も含む日本に住む 20 歳以上のすべての人は、国民年金に加入する義務があります。ただし、留学生はこの年金保険料を免除できる制度があります。

(2)「基礎年金番号通知書」とは

住民登録後、この請求書が届きますが、保険料を支払う必要はありません。また、同時に「基礎年金番号通知書」が届けられます。これはみなさんが帰国しても、年金の記録に残り続ける番号です。特に将来日本で働きたいと考えている方は、この通知書を大切に保管し

国民年金保険税の支払方法

支払う必要なし

(3) もし留学中に 20 歳になったら

もし留学中に20歳になったら、誕生日前後に保険料の請求書と基礎年金番号通知書が届けるでしょう。ですが、先ほど言ったようにその保険料を支払う必要はありません。桜区役所へ免除手続きに行ってください。